田原本町デマンド型乗合タクシー運行業務

1. 目 的

高齢者等の交通弱者に対する買い物や通院といった日常生活の外出支援の確保や交通不便地域の解消を目指して、田原本町地域公共交通活性化協議会では、平成27年度からのデマンド型乗合タクシー運行業務を委託する事業者を募集します。

- 2.委託業務の概要
 - (1)業務名 田原本町デマンド型乗合タクシー運行業務
 - (2)委託の内容 別紙「田原本町デマンド型乗合タクシー運行業務仕様書」のとおり
 - (3)委託期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで 但し、契約は1年毎とする。
 - (4)委託料の限度 運行業務にかかる委託料の限度額は1便当たり4,857円(税抜) +消費税とする。
 - (5) その他の業務 観光乗合タクシー運行業務に関すること。 (運行にかかる経費等の詳細については別に協議する。)
- 3. 委託事業者選定方法 公募によるプロポーザル方式
- 4. 応募資格

本業務に応募できる者は、次に掲げる事項をすべて満たすこととする。

- (1)奈良県内の西大和交通圏・山の辺交通圏及び中部交通圏に、本店若しくは権限を委任された支店又は営業所を有する者。
- (2)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の各号の規定に該当しないこと。
- (3)本事業の遂行に必要な道路運送法第4条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を得 ている者。(委託開始までに、確実に許可を得る見込みのある者を含む)
- (4)国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5)会社更生法に基づく手続き又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申し立てをしていないこと。(更生計画又は再生計画を認可決定された者は除く)
- (6) 田原本町暴力団排除条例(平成23年12月13日条例第21号)に該当しないこと。

5.全体スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール (予定)は以下のとおりです。

内 容	期間等
募集要項等の配布期間	平成27年1月19日(月)から2月6日(金)まで
質問受付期間	平成27年1月19日(月)から1月26日(月)まで
質問回答日	平成27年1月29日(木)予定
申請書受付期間	平成27年1月30日(金)から2月6日(金)まで
審査(書類審査及び面 接)	2月 日()予定

6. 質問の受付及び回答

全ての質問は質問書(様式4)により行うものとします。

提出方法 持参またはFAXのいずれかの方法によるものとする。

受付期間 平成27年1月19日(月)から平成27年1月26日(月)まで

土・日・祝日を除く 9時から17時まで

回答日 平成27年1月29日(木)予定

回答方法 FAXにより回答します。

7. 応募書類の受付及び提出場所

(1)応募書類

提出方法 応募書類は持参により提出すること。

受付期間 平成27年1月30日(金)から平成27年2月6日(金)

土・日・祝日を除く 9時から17時まで

必要書類 ア 様式1 応募申込書

イ 様式2 業務実施体制書

ウ 様式3 運行提案書

工定款

オ 登記事項証明書

カ 道路運送法第4条の許可を受けていることを証する書類の写し

又は確約書

キ 直近3決算期における財務諸表(決算報告書)

ク 国税及び地方税の滞納がない旨の証明書

提出部数 正本1部・副本7部

(2)提出場所

奈良県磯城郡田原本町890番地の1

田原本町総務部 企画財政室総合政策課内

田原本町地域公共交通活性化協議会事務局(担当:濵川)

電 話 0744-34-2083

FAX 0744-32-2977

8. 事業者の選定方法及び審査基準

- (1)田原本町地域公共交通活性化協議会にて、提出された申請書類及びプレゼンテーションに 対する審査を行い、委託事業者候補者を決定します。
- (2)プレゼンテーションについて

実施日 平成27年2月 日()予定

会 場 等 田原本町役場

詳細については別途連絡します。

出席者 3名以内

発表等 プレゼンテーション 30分以内

質 疑 応 答 10分程度

プレゼンテーション時にパソコンやプロジェクター等を使用する場合は、協議会事務局に事前に連絡し、機材等は各事業者で準備すること。

結果通知 審査結果は書面により通知します。

(3)選定基準

ア. 安定したサービスを提供する能力

- イ、運行主体としての安全・安心なサービスを提供する能力
- ウ.公共交通維持のための現実的な提案を行う能力
- エ、見積額の比較

9. 事業者の失格

- (1)応募資格の要件を満たさなくなった場合
- (2)提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3)審査の公平性を害する行為があった場合
- (4)提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (5)提案書の作成要領及び記載上の留意事項に示された要件に適合しない場合

10.その他の留意事項

- (1)書類の作成、提出に関する費用は事業者の負担とします。
- (2)書類提出後において、記載された内容の変更、差替え、再提出は認めません。
- (3)提出された書類は返却しません。
- (4)町議会における関係予算の成立後、委託事業者として決定された者と業務を実施する上で 必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づいて委託契約を締結する。
- (5)提出された書類は、情報公開の開示対象となります。